

なごや見守り情報第3号

税務署等の職員を名乗った「還付金詐欺」が増えています

税務署や社会保険事務所等の職員を名乗り、「税金などを還付する」といってお金をだまし取る還付金詐欺が増えています。

警察庁によれば、全国で昨年1年間の被害件数は、2,571件、被害総額は約30億円にのぼっています。被害者の約72%は女性で、特に50歳代以上の女性の被害者が全体の約63%を占めています。

現金自動預払機(ATM)を使い慣れていない人が被害にあっていると思われます。

巧妙な還付金詐欺の手口

還付金詐欺の犯人がお金をだまし取る手口としては、以下のようなケースが多いようです。

税務署や社会保険事務所等の職員を名乗り、「払いすぎの税金や年金をお返しします。」とはがきや電話で連絡してきます。

次に「還付の手続きを教えるので、ATMの前から電話するように」などと言って、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのATMに行くよう指示します。

ATMの前から携帯電話を架けさせ、ATMの操作を指示します。そのうちに「エラーでうまく振り込めない。一旦、そちらから振り込んでもらえば返還金を含めて入金します」と偽り、言葉巧みにお金を振り込ませます。

* 犯人の多くは、税務署や社会保険事務所、市役所等の公的機関を名乗ります。また、大手電話会社等を名乗る場合もあります。

アドバイス

税務署や社会保険事務所等が電話等で連絡し、ATMの操作方法を指示することはありません。

税務署や社会保険事務所等から、「還付金を振り込む」等の連絡があれば、番号案内や電話帳で税務署等の電話番号を調べ、直接、電話を架けて確認しましょう。

不審に思ったら、すぐに警察の相談窓口「#9110」又は最寄りの警察署へ相談してください。緊急の場合には110番通報してください。

困ったり、迷ったときには、消費生活センターにご相談ください。

《相談先》名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 052-222-9671

土・日 052-222-9690 祝日・年末年始を除く

相談受付時間 9:00~16:15(土・日は電話相談のみ)